

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No.13

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年9月1日

# ねこの手 どうぞ

## ★ 「お話し会 @ みどり」 様 ご紹介 ★

「お話し会@みどり」様は、身体にハンディキャップを持つお子さんと保護者の方のためのサークルです。

おもちゃいっぱい広いスペースで、お子さんたちは楽しく遊びまわり、保護者の方はおしゃべり情報交換や不安なことを相談するなど、安心してお話しできる場を提供してくださっています。

平成 28 年度の開催予定日は、9月14日(水)、10月19日(水)、11月2日(水)、12月7日(水)、2月1日(水)、3月8日(水)で、1月はお休みです。開催時間は、10時～11時30分です。

会場は、緑保健福祉センター2階。お問い合わせ先は、緑区健康課(電話 043-292-2620)です。事前申し込みは不要とのことですが、何か気になる点がありましたらお尋ねください。

上記の開催予定日のうち、10月、12月、2月、3月は私も参加させていただく予定です。もし私に直接会って話したいという方がいらっしゃいましたら、この機会にどうぞ。

「はじめまして」のお母さんに、「『ねこの手どうぞ』というペーパーを作っています」とごあいさつしたら、「読んでいます。似顔絵がそっくりなのですぐ分かりました」と言っていただきました。友人が描いてくれた絵なので、とても嬉しいです。

## ごあいさつ

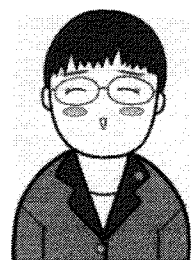
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「無料の手相占いは、もうやってないのですか?」と質問されました。

いいえ、今でもお受けしています。覚えてくださってありがとうございます。どうぞ気軽にお声がけください。

相談も基本的には無料です。こちらで書類を作成するなど、費用がかかる場合は先に金額をお伝えしますのでご安心ください。

間口を広く、敷居を低くして、たくさんの方のお役に立ちたいと思っています。



「書く」ことの効果

「書く」ことで困りごとを解決する方法を、前回のペーパーでご紹介しました。

頭の中でバラバラになっている情報や考えを紙に書いてみると、それぞれがすっきり整理されます。

伝えたいことを紙に書いてほかの人に見せれば、話すだけよりも「伝え忘れ」や相手の「聞き間違い」が減らせます。さらに、お互いにその紙を持っていけば、伝えた証拠になり、情報共有の記録にもなります。

書くことで得られる「①整理する」「②伝える」「③記録する」の3つの効果を、ぜひ試してみてください。

例えばこんな場面で

- 病院を受診するとき  
→気になっている症状や、聞きたいことをメモに書いて持参すれば、短い時間でも要領よく診察を受けることができます。
- 学校・施設などをお願いしたいことがあるとき  
→直接は言いにくいことも、文書なら伝えやすく、責任者まで正確に要望が届きやすいです。
- 行政の手続きで、特別な事情があるとき  
→申立書の作成については、No.4・5・8をご参照ください。必要な方にはお送りします。

セミナー講師  
承ります。

わかりやすい内容、読みやすい資料(レジュメ)と、好評価をいただいています。

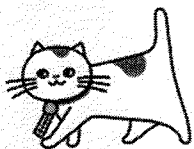
テーマは「成年後見制度」「相続・遺言」「親なき後問題」「保活(保育園入園活動)」など。

こちらから一方的に話すだけでなく、参加者のご自身のこととして理解を深められるよう、ワークショップを取り入れているのが特徴です。

人数・時間・内容・予算など、どうぞ気軽にご相談ください。

\*\*\*\*\*

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No.14

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年10月1日

## いただいた感想の紹介

皆様から「実際に役に立った」という感想をいただくと、情報をお届けできてよかったと、本当にうれしく思います。その一言が私の元気の源です。

### どうもありがとうございます

○保留になってしまっていた手続きが進んだ！

「役所には問い合わせをしていい」というペーパーNo.6の記事を読んで、申請してから連絡がない手続きについて問い合わせをしたら、足りない書類があって保留になってしまっていることが分かったそうです。追加書類を提出して、その後は無事に手続きが進んだとのことでした。

○申立書の書き方をもっと早く知りたかった！

個人の事情を説明する申立書の活用を積極的におすすめしていますが、No.8の「保育園入園の申立書文例」は特に感想や意見を多くいただきました。

お子さんの保育園の入園申し込みで「待機」になったことがある人が、「再申請のときに役所の方が申立書を教えてくれたのだけど、最初から言ってくれば、待機にならなくてすんだかもしれないのに」と話してくれました。私ももっと早くお伝えできていればと、残念に思いました。

[ 裏面に続きます ]

## ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

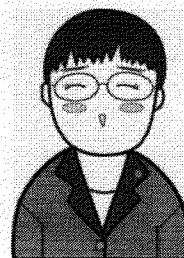
このペーパーは、千葉市内の配布先にはすべて直接お持ちしています。

「こんにちは」とごあいさつした際、『ねこの手』さん、こんにちは」というお返事をいただきました。

「ねこの手」で私を覚えてもらったのが、とても誇らしかったです。

このペーパーをお届けすることが、実は、私にとって一番好きな仕事なのです。ついでの立ち話も楽しみのひとつです。

楽しいおしゃべりは、いつでも大歓迎です。



○情報シートの作り方を具体的に知りたい！

No.10 で情報シートについて触れたところ、熱心なお母さんから「うちの子はどんなことを書いたらいいか、相談にのってほしい」というお問い合わせをいただきました。

情報シートの項目を選ぶ基準は、「保護者として、これだけは伝えたいこと」です。お子さんの状況によって内容が変わってきますので、迷われたらどうぞ気軽に尋ねてください。

○ほかにも…

マイナンバーのことを書いた No.7 をコピーして、会報とあわせて会員の方に送付して下さった団体がありました。ご協力に心から感謝いたします。

「車いす新規購入」で少し難しいケースの人が、事情を説明する申立書を用意したら、窓口での手続きがいつも以上にうまく進んだというお話も聞きました。

ありがたい感想はまだあります。また、ペーパーを通して広がったご縁もたくさんあります。

**ぜひこれからも よろしくお願いたします。**

※過去のペーパーが必要な方は、ご連絡いただければお送りします。障害福祉についてまとめたパンフレットもありますので、お役立てください。

**緊急 お知らせ**

無料・保活セミナー

10/14 (金)  
10:00~11:00

会場：市原市若宮  
先着順8名まで  
キッズスペースあり

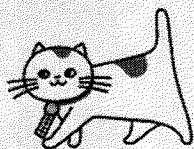
事前の申し込みが必要です。詳細を知りたい人はご連絡ください。

☎ 043-312-2289

地域新聞（市原北版）の 10/7 号にも広告が掲載される予定です。地域にお住まいの方は、探してみてください。

\*\*\*\*\*

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No.15

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年11月1日

## 「千葉市肢体不自由児者父母の会」様 ご紹介

「千葉市肢体不自由児者父母の会」様は、昭和33年から活動を続けている、千葉市に住んでいる肢体不自由児者の家族会です。

たくさんの事業やイベントを行っていて、会員同士の交流も活発です。新米ママにとっては、ベテランのお母さん方から活きた情報をもらえる、貴重なつながりの場になっています。

クリスマス会や夏期休暇支援のイベント、施設見学会や勉強会、親睦を深める旅行や企画、特別支援学校などでのバザー、会報「のびる」の発行。無理なく楽しく参加できるよう、工夫と趣向をこらしています。

特に参加者に人気のある活動は、温水プールで専門家に指導をしてもらうプール事業です(月1回/千葉市ハーモニープラザ)。保護者や介助者もいっしょにプールに入って、心と体をほぐします。

秋から冬にかけては多くのイベントがありますので、興味を持った方は、ぜひ問い合わせをしてみてください。通年で新規入会員を募集しています。

【事務局】 電話・FAX番号：043-303-0582

メール：fubonokai@ia4.itkeeper.ne.jp

☆ 年会費 5,000 円 (入会金なし) ☆

私も会員です。手相占いや相談をご希望でしたら、行事やイベントで気軽にお声がけください。

## ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「似顔絵がそっくりですね」と言っていたのがとてもうれしいです。

事務所を開業したお祝いに、友人が描いてプレゼントしてくれたイラストだからです。

その友人が言うには、「似なくなっちゃうといけないから、痩せないでね」とのこと。

大丈夫です。痩せたくても、痩せられません。

どうぞ、現物(?)と比べてみてください。ご連絡お待ちしております。↓↓↓



専門職の呼び名

わかりにくい専門職の名称って多いです。改めて質問するほどでなくても、ちょっと知っておくと、どこかで役立つかもしれません。

◎ リハビリテーション

- 理学療法士 (PT)  
[基本動作] 体の動かし方、運動機能全般
- 作業療法士 (OT)  
[応用動作] 食事や生活の仕方、道具の使い方
- 言語聴覚士 (ST)  
[言語機能] 補聴器、コミュニケーションなど
- 視能訓練士 (ORT)  
[視覚機能] メガネ、見え方の工夫など

◎ 福祉関係の相談

- ソーシャルワーカー (SW)  
→社会福祉士を指す場合(資格名)と、福祉関係の相談員を全体的に指す場合(一般名称)がある。
- ケアワーカー (CW/介護福祉士)
- 精神保健福祉士 (PSW/精神科ソーシャルワーカー)  
※社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士は国家資格
- メディカルソーシャルワーカー(病院の相談担当者)
- ケースワーカー(行政などの福祉関係担当者)

困りごとがあるときは、専門の区別よりも、自分が話しやすいと思う人に相談するとよいです。内容によって、専門の担当者につないでもらったり、相談窓口を教えてもらったりできます。

セミナー講師  
承ります。

わかりやすい内容、読みやすい資料(レジュメ)と、好評価をいただいています。

テーマは「成年後見制度」「相続・遺言」「親なき後問題」「保活(保育園入園活動)」など。

こちらから一方的に話すだけでなく、参加者のご自身のこととして理解を深められるよう、ワークショップを取り入れているのが特徴です。

人数・時間・内容・予算など、どうぞ気軽にご相談ください。

\*\*\*\*\*

行政書士は、役所への申請や書類作成のプロです。行政書士には法律で決められた守秘義務があります。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No.16

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2016年12月1日

# ねこの手 どうぞ

## 学校や施設への手紙

役所の手続きなどで、特に伝えたい事情があるときは、「申立書（もうしたてしょ）」を作って提出することをおすすめしています。（申立書のメリットや作り方は No.4・5・8をご参照ください。必要な方にはお送りします）

学校や施設にお願いしたいことがあるときも、少し改まった「手紙」の形で渡すと、対応をしてもらいやすくなる場合があります。

役所への申立書に対して、学校・施設・会社などの組織に要望を伝えるために作る手紙のような文書を「申入書（もうしいれしょ）」といいます。

## 例えば、こんなときに

- 学習の遅れ、問題行動、生活環境の変化などがあるため、担任の先生により細やかなかわりをお願いしたい。
- 登校しぶり、登校拒否、引きこもりの対応について、スクールカウンセラーや教育センターの相談員に相談をしたいので、連絡をとってほしい。
- 学校・施設と保護者とで連携して、子どもの特性にあったかわり方をしたいので、連絡調整する場を設けてほしい。

[ 裏面に続きます ]

## ごあいさつ

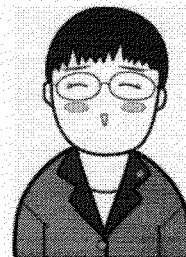
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

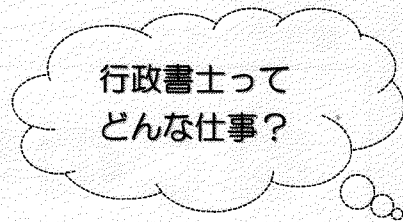
千葉市内で登録している行政書士は約330人です（女性は50人程度）。

障害福祉を中心業務とし、個人の方からの依頼を受けているのは、千葉市では私だけです（おそらく全国でも珍しいです）。

私の子どもは生まれつきの重度障害児で、これまでにたくさんの方々にお世話になってきました。

恩返しの気持ちで、障害児を育てているご家庭のお役に立ちたいと思っています。同じ保護者として、気軽に声を掛けてください。





行政書士って  
どんな仕事?

行政書士は「行政書士法」という法律に基づく国家資格者です。

主な仕事は、官公庁(行政)に提出する書類の作成、権利義務や事実証明に関する書類の作成です。(※仕事としてこれらを行うには、行政書士の資格が必要です)

また、依頼者に代わって申請の手続きをする、書類作成の相談を受けるといったこともします。

行政書士は、ある意味「手続きと書類の何でも屋」です。困りごとがあるときは、どうぞ気軽にお声掛けください。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります(違反の罰則あり)。

### 申入書を作るメリット

- 担任や担当者に伝えにくいことでも、率直に、すべての内容を伝えることができます。
- 保護者側の視点でこれまでの状況を整理し、権限のある人(組織の判断をする人)に意見を届けることができます。  
→ 会話や連絡帳だけでは、相手側の理解によって、意見が正確に伝わらないことがあります。
- 文書を渡す前にコピーしておくこと、いつ、どんなことを伝えたかという記録が残ります。

### ◎ 申入書の文章例

- 子どもの不登校に対する保護者の不安を伝え、まとまった面談の時間を作ってほしいとき

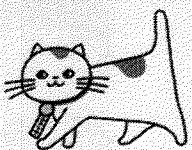
日頃よりお世話になっております。

子どもの〇〇は△月△日より学校に登校していません。自宅では不規則な生活をしていて、本人の心と体の健康状態がとても心配です。

担任の先生は、自宅まで迎えに来るなど対応をしてくださっていますが、家庭での対応方法などを詳しく教えていただきたいと思っています。できましたら、ゆっくり相談できる時間をご用意いただけますようお願いいたします。

本人が健やかな毎日を過ごせるようになることが、一番の願いです。どうぞよろしくお願いいたします。

このほかの文章は、ご相談ください(相談無料)。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ

〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106

TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800

PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com

HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/





障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 17

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年1月1日

## これだけは聞いておきたいこと

「情報は自分から探そうとしなければ集まらない」と、繰り返しお伝えしています。

今さらかもしれませんが、改めて聞いてみると、新しい情報がわかるかもしれません。それぞれの場面で、プラス一言、質問してみてください。

### ○役所の窓口で

- ・「うちの子が使える福祉サービスには、どんなものがありますか？」
  - ・「今使っているサービスの他に、使えそうなものはありますか？」
- ⇒ 福祉の制度は年々、新しいものができたり、内容が変わったりします。ぜひ見直しを。

### ○病院・かかりつけ医で

- ・「緊急時にはどうしたらいいですか？」
  - ・「救急車を呼ぶようなことがあったときは、こちらに搬送してもらっていいですか？」
- ⇒ 知っておくだけで、心のお守りになります。

### ○リハビリテーション（訓練）で

- ・「家や学校などでできる練習方法はありますか？」
  - ・「日常生活で使える工夫はありますか？」
- ⇒ 専門知識を吸収して、日々に役立てましょう。

## ごあいさつ

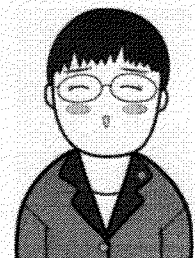
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

何か困ったことがあるとき、専門家は解決するためのいろいろな方法を提案することはできますが、その方法を実際にやってみるかどうかを決めるのはあなたです。

誰に相談するか、また、そもそも相談するかどうか、あなた以外の他人が決めることはできません。

困りごとを解決する主導権はあなたにあります。

それでも不安な方、ぜひお声掛けください。解決までの道筋を「押し付けることなく」アドバイスいたします。



**\* 体験型セミナーのご案内 \***

お子さんの将来をいっしょに考えてみませんか？  
講義形式とワークショップ（作業）で、参加なさる方それぞれの問題について、解決のヒントを探っていきます。どうぞご参加ください。

1. 障害児を育てている家庭のお金について  
『我が家のライフプランを立てて、  
お金の心配を退治しましょう！』

日時：平成 29 年 2 月 8 日（水）

2. 障害福祉制度の活用と事情の説明の仕方  
『行政や周りに助けてもらいやすくなるコツを  
体得しましょう！』

日時：平成 29 年 3 月 8 日（水）

◎1と2共通

時間：午前 9 時 40 分より開場

午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場所：株式会社オンフェイス 会議室

市原市若宮 2-1-1 / 0436-41-7368

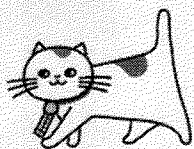
参加人数：お申し込み順に各回 8 名様

参加費：無料

※お子さん連れ歓迎します。駐車場、ベビーベッド、  
おむつ換えのスペースがあります。車いすやベビーカーで部屋に入ることができます。

申し込み方法、詳細など

当事務所にご連絡ください。会場までの地図が書かれたちらしをお送りいたします。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ

〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106

TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800

PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com

HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



行政書士の  
仕事って？①

行政書士の仕事はわかりにくいとよく言われます。というのも、ほかの士業者が扱うもの「以外」が業務になるからです。

特にわかりにくいのは「社会保険労務士（社労士）」との違いです。

障害福祉関連でいえば、「障害年金」「健康保険」「介護保険」は社労士業務のため、行政書士は手続きをお手伝いすることができません。

けれど、障害手帳にかかわる「障害福祉サービス」や、そのほかの行政の手続きは行政書士が扱う業務になります。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 18

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年2月1日

# ねこの手 どうぞ

## ★ 「にこまるキッズ」様 ご紹介 ★

「にこまるキッズ」様は、「障がいのある子もない子もみ〜んないっしょに！」を合言葉に2016年8月から活動を始めたグループです。千葉市緑区を拠点にして、定期的に楽しいイベントを開催しています。

代表の吉田さんは、元小学校教師です。「インクルーシブ教育」という、障害のある子とない子が地域の学校で共に学ぶことを目指す文部省の取り組みを、民間で実現したいとグループを立ち上げました。

「にこまる絵本キッズ」では、テーマになる絵本をもとに制作や手あそびうたをしながら読み聞かせをします。クレープを作る「にこまるクレープキッズ」など企画はいくつかあり、どの回も好評です。障害がある子もない子も、子どもも大人も、みんなで楽しめる魅力的なプログラムが組まれています。

特に、障害のある子と、障害のないきょうだいがいるご家庭では、なかなか家族全員でイベントに参加するのが難しいという話を聞きます。家族の思い出作りに、ぜひおすすめします。

イベントの予定や活動場所など、詳細を知りたい方は下記にお問い合わせくださいませ。



にこまるキッズ

代表：吉田和香子さん

メール：25maru.kids@gmail.com

## ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

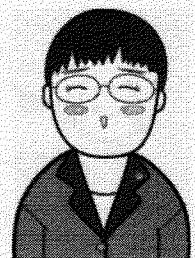
行政書士は市民と行政の間をつなぐ通訳者だと、私は考えています。

行政に言葉を届けるには、書類に書くのが一番効果的です。窓口でどんなに熱心に訴えても、話し言葉はそのままの形では残りません。

紙に書かれた言葉は、影響力が強くなります。

あなたの言葉を紙に写して、行政やたくさんの人に伝えてみませんか？

よろしければお手伝いいたしますので、気軽にご連絡ください。



## 「RDD 2017 in ちば」無料福祉相談

RDD（アールディディ/Rare Disease Day）は、世界希少・難治性疾患の日として、患者さんのQOL（生活の質）の向上を目指し開かれる世界的なイベントです。日本でも各地で開催されています。

千葉のイベントで無料の福祉相談をすることになりました。一般の方もご来場いただけますので、ぜひお立ち寄りください。

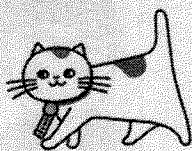
### 【イベント詳細】

- 日時：平成29年2月26日（日）  
11:00～16:00
- 場所：イオンモール幕張新都心  
ファミリーモール・ファミリーコート
- in ちば主催：NPO 法人およこカフェ、  
千葉県膠原病友の会、NPO THOT  
<http://kaiteki-chiba.jp/RDD2017inCHIBA/>

### 【行政書士による福祉相談コーナー】

- 時間：14:00～16:00
- スペース：出展団体「ピアさくら」様にて
- 主な取り扱い相談内容：  
難病患者に対する医療費助成、障害手帳、  
行政による障害福祉サービスなど

「ピアさくら」様は、難病当事者による支援団体です。当日は、ハンドメイド品のロフトストランドクラッチ杖アームカバー、医療用頸椎カラーカバーの予約注文を受け付けます。さらに詳しく知りたい方は、お問い合わせください。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



行政書士の  
仕事って？ ②

行政書士にもっとも間違われやすい資格(仕事)は「司法書士」です。

司法書士は法務局での手続き、主に不動産や会社の登記を扱います。

行政の手続きは行政書士、司法(法務局)の手続きは司法書士です。

ちなみに、「弁護士」は法律関係の業務をすべて扱うことができます。また、争いごとがあるときに依頼者の代理人になれるのは弁護士だけです。

どの専門家に相談したらいいか迷ったときは、気軽にお尋ねください。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります(違反の罰則あり)。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 19

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年3月1日

## 千葉県肢体不自由児協会様ご紹介

「公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会」様は、昭和24年に設立された、千葉県内に住む手足の不自由な子どもたちが地域で心豊かに生活できるようにと様々な支援事業を行っている団体です。主な財源は、千葉県と千葉県共同募金会からの補助金、一般の方からの寄付や募金です。

キャンプやレクリエーションなどの体験活動、バギー・車いす・訓練器具の無償貸し出し、療育相談、普及啓発活動、ボランティア育成と幅広い活動を行っています。協会のホームページにはバリアフリーグルメ情報もあります。こうした活動の様子は、協会広報誌「ともしび」で紹介されています。

特におすすめなのは、ディズニーリゾート親子ペアチケットのプレゼントです。「小さな親切運動」として京葉銀行から提供されたチケットを、応募者の中から抽選で配布します。初めて応募の方が優先されるので、初回応募の当選率は高いそうです。詳しくは協会にお問い合わせください(2016年度分は応募終了)。

会員制の団体ではないことから、必要な支援だけを希望できるのが、障害児を育てている家庭にとってありがたいところです。ぜひどうぞ、広報誌やホームページをご覧ください。

【公益財団法人 千葉県肢体不自由児協会】

事務局連絡先：043-245-1732

ホームページ：<https://www.chiba-sikyoku.com>

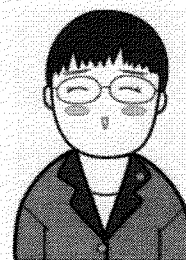
## ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「障害児を育てている家庭のお金について」のセミナーに参加した方が、「マネープランが一般家庭とは違うことに初めて気づいた」という感想をいただきました。

セミナーの中で、参加者それぞれのご家庭のライフイベント表を作ったのですが、終了後に「ここからがスタートなんですよね」と動き始める決意をかためた方もいました。

私が持っている知識や経験を皆様に役立てていただけるのは、何よりの喜びです。心からありがとうございます。



障害児を育てている家庭のマネープラン

(セミナー「障害児を育てている家庭のお金について」より)

一般的なマネープラン(家計の見直し、貯蓄の計画)は、現在のお金の出入りをはっきりさせ、将来の見通しをつけるという順番で進めていきます。

けれど、障害児を育てている家庭では、一般家庭とは違ったお金の流れがある上に、突発的な出来事が起こりやすいため、マネープランをするのがとても難しいです。

まずはライフイベント表を作りましょう

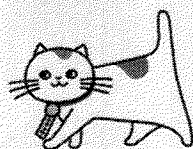
マネープランを始める前に、年号にあわせて家族の年齢を書き出し、その年にある主な家族イベントを書いていく「ライフイベント表」を作ってみることをおすすめしています。

生活の大きな変化がいつごろあるかを把握しておけば、直前になってあわてることがなくなります。

[ライフイベント表・一部抜粋]

経過年数	年号	家族の年齢					ライフイベント
現在	2017						
1年後	2018						

セミナーで使った表(ワークシート)がほしい方は、ご連絡ください。個別相談やグループでのワークショップもお受けいたします。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



行政書士の  
仕事って? ③

行政書士は、「自分や家族以外の人(他人)」の「行政に提出する書類」や「契約書などの重要な書面」を作成する「仕事」ができる資格です。

「仕事」にできるというのは、「いろいろな人」から「依頼を受け」て、その「報酬をもらう」ことを「繰り返し行う」という意味合いになります。

重要な書類を作る責任ある仕事ですから、国によって資格が認められています(国家資格)。

なにかお困りごとがあるときは、どうぞ気軽にご相談ください。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります(違反の罰則あり)。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 20

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年4月1日

## 福祉制度を活用するには

(セミナー「障害福祉制度の活用と事情の説明の仕方」より)

福祉制度は公的な制度ですから、皆さんから集められた税金が使われています。そのため、福祉制度を利用したい人は、自分から申し出る必要があります。

福祉制度の情報も、自分から探す姿勢が大切です。

## 福祉の情報を探せる場所

福祉の情報は、民間会社の広告やコマーシャルのように勝手にこちらに届くものではありません。営利目的の情報ではないからです。

福祉の情報を探るときは、次のような信頼性が高い媒体をよくチェックしてみてください。

- 国や自治体（行政）の公的なサイト
- 国や自治体が発行する広報（新聞）・冊子・案内
- 社会制度や社会保障について書かれた書籍

## 情報の確かめ方

福祉制度は、住んでいる地域によって内容が違ったり、年によって利用できる対象者が変わったりする場合があります。福祉制度を申請する窓口にお問い合わせ、使えるかどうかを確認しましょう。

## ごあいさつ

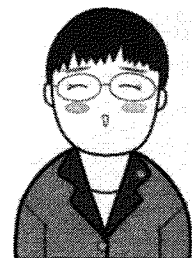
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

私の特技「手相占い」は、実はイベントやマルシェでは有料で行っています。

「初めて手相を観てもらおう」というお客さんが多く、「怖いことを言われなくてよかった」と感想をお話くださる人も多いです。

私は手相でも物事でも、明るい方からながめるのが得意です。

このペーパーを読んでいる人には、感謝の気持ちを込めて無料で手相を拝見します。いつでもどうぞお声がけください。



☆ 専門家に頼むという選択肢 ☆

障害福祉に関する手続きなら、障害手帳や障害福祉サービスは行政書士、障害年金や介護保険は社会保険労務士がお手伝いできます。

自分では難しい申請や、行政とやり取りをするのが大変な方は、気軽にご相談ください。

複雑な状況でどうしたらいいかまったくわからないときも、内容を整理して、解決の糸口を見つけるのが専門家の仕事です。

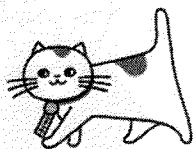
困りごとに適した行政の窓口をご案内したり、ほかの専門家を紹介したりすることもできます。

自分でやれば費用のかからない手続きですが、どうしてもできないときは有料とはいえ誰かに頼めるというのを、心の片隅で覚えておいてください。

上記は、セミナーの中でご案内したものです。

私自身、障害児を育てている親として、入院中の子どもから離れられないとき、外出の難しい子どもを連れて役所に行いなくてはいけないときなど、手続きを頼める人がいればと強く思っていました。

同じような気持ちのお母さんたちを助けたいというのが、私の一番の願いです。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



行政書士法  
違反って？

行政書士の業務は、「行政書士法」という法律で決まっています。

また、行政書士の資格を持っていない人が行政書士の業務をすると、行政書士法違反になります。例えば、福祉施設の職員が、利用者の行政手続きを仕事として代行するなどです。

これは、適切な行政手続きができる人に依頼者が頼めるようにするための、依頼者保護の決まりです。

行政手続きでお困りでしたら、安心して行政書士にお任せください。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 21

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年5月1日

## 役所のルール「行政手続法」

役所が公平に手続きをすすめるための決まりとして「行政手続法」という法律があることを、ペーパーのNo. 6に書きました。(地方自治体の場合は「行政手続条例」になります)

この法律は、申請手続きをする市民の側だけでなく、むしろ申請手続きを受けつけて処理する役所側をしばるルールでもあります。役所の窓口などの対応で「なんだかおかしい」と感じたときは、ルールを確かめてみることも大切です。

## 例えば、こんなことがありました

申請書は受けつけてもらえたけれど、事情を説明する申立書は「必要ないから」と窓口の担当者に言われ、受け取ってもらえなかったという人がいました。

行政手続法によれば、役所は申請や添付書類を窓口で受け取り拒否することはできません(第7条)。提出された書類を審査資料として扱うかどうかは役所の審査機関の判断になりますが、明確な根拠もなく、窓口で書類の受け取りを拒否することはルールにのっとっていないといえます。

その人は申立書の添付をしないで申請をし、結果も残念な内容になってしまいましたが、手続きのルールを知っている行政書士の私なら、窓口でもう一步踏み込んだやりとりができたと思います。あきらめてしまう前に、ぜひ一言ご相談ください。

## ごあいさつ

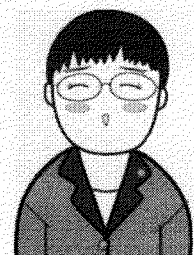
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

補装具をつけ外しているお子さんについて、幼稚園でもっと補装具を使ってもらうにはどうしたらいいか、お母さんから相談を受けました。

補装具のつけ方をわかりやすく紙にまとめて先生に渡すようアドバイスしたら、うまくいったと嬉しい報告をもらいました。

「話しをただけでは、ちゃんと伝わってなかったことがわかりました」とお母さん。本当にその通りだと思います。

なにかお困りのときは、気軽にお声がけください。

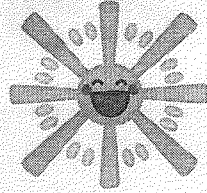


**\* 無料福祉セミナーのご案内 \***

障害を持つお子さんを

いっしょけんめいに

育てているお母さんのためのセミナー



⇒ お母さんのがんばりが空回りしないためには、知識が必要です。今ある不安を解消します。

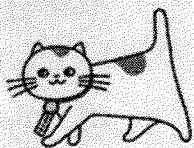
1. 早めを知っておきたい 成年後見制度のしくみ  
日時：平成 29 年 6 月 7 日 (水)
2. 一番知っておきたい お母さんのストレスケア  
日時：平成 29 年 7 月 5 日 (水)

◎ 1 と 2 共通

時間：午前 9 時 40 分より開場  
午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分  
場所：株式会社オンフェイス 会議室  
市原市若宮 2-1-1 / 0436-41-7368  
参加人数：お申し込み順に各回 8 名様  
参加費：無料  
講師：佐々木あづさ  
補足：駐車場あり、室内車いす利用可です。  
お子さん連れの方はお知らせください。

申し込み方法、詳細など

当事務所にご連絡ください。会場までの地図が書かれたちらしをお送りいたします。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



行政書士への  
報酬金額 ①

行政書士だけでなく、今は専門家への報酬を協会で一律に決めるのは禁止されています。

報酬金額は行政書士ごとと事務所ごとに違いますから、仕事を依頼する前に質問してみましょう。

また、依頼のケースによっても内情はさまざまです。作成する書類や集める証明書の数も人によって違いますから、オーダーメイド価格のようになってしまうのも仕方ない部分ではあります。

まずは、報酬金額に納得してから依頼を決めることをおすすめします。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります(違反の罰則あり)。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 22

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年6月1日

## 情報シートについて

子どもの障害や病歴などを「情報シート」にまとめておくと、初めて病院を受診するときや、学校・施設への情報提供に役立つことを、以前のペーパーに書きました (No.10・11)。

情報シートの中でも、お子さんの成長にあわせて、年齢ごとの生活の様子や通学していた学校・施設、病歴・入退院歴・手術歴、できること・できないことといった情報をまとめたものが「生育歴」です。

## 生育歴の効果

先日、生育歴の作成をしたお子さんのお母さんから、うれしさよりも驚きの方が大きいご連絡をいただきました。生育歴は、お母さんに3時間ほどお話を聞きし、内容をA4用紙2枚にまとめたものでした。

療育手帳の更新をするとき、お母さんが面談の資料として生育歴を持っていったら、担当の方にお礼を言われたそうです。「これだけ詳しく書いてくださって、ありがとうございます。とても助かります」と生育歴を受け取って、聞き取りはほとんどせずに面談が終了したとのこと。生育歴の効果の大きさに、作成した私もビックリ。話をするときに、情報を紙にまとめておくことの大切さを実感しました。

生育歴について詳しく知りたい方、生育歴の作成を頼みたいという方がいましたら、ご連絡ください。

## ごあいさつ

こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

6月は行政手続きが多い時期ですので、いつも以上に窓口が混雑します。

小児慢性特定疾病の医療費助成など、更新が決まっている手続きは、早めに準備をすることをおすすめします。

窓口の比較的すいている曜日や時間帯に行ったり、混雑の少ない市民センターを活用したりするのもよいと思います。

忙しくて手続きに行かないなど、お困りのことがありましたら、気軽にお声がけください。

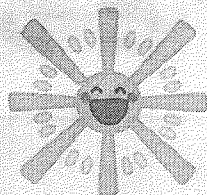


\* 無料福祉セミナーのご案内 \*

障害を持つお子さんを

いっしょうけんめいに

育てているお母さんのためのセミナー



⇒ お母さんのがんばりが空回りしないためには、知識が必要です。今ある不安を解消します。

1. 早めを知っておきたい 成年後見制度のしくみ  
日時：平成 29 年 6 月 7 日（水）
2. 一番知っておきたい お母さんのストレスケア  
日時：平成 29 年 7 月 5 日（水）

◎1と2共通

時間：午前 9 時 40 分より開場

午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場所：株式会社オンフェイス 会議室

市原市若宮 2-1-1 / 0436-41-7368

参加人数：お申し込み順に各回 8 名様

参加費：無料

講師：佐々木あづさ

補足：駐車場あり、室内車いす利用可です。

お子さん連れの方はお知らせください。

申し込み方法、詳細など

当事務所にご連絡ください。会場までの地図が書かれたちらしをお送りいたします。

行政書士への  
報酬金額 ②

前回、行政書士などの専門家に業務を依頼する際は、事前におおよその報酬金額を聞いておくとういことを書きました。

また、私の個人的な意見ですが、このくらいの金額で頼みたいという予算があれば、お知らせいただくと助かります。

予算の範囲内でここまでお手伝いできると、具体的に業務内容を調整できるからです。

報酬については、確かに話題にしにくいのですが、率直に話せる信頼関係づくりが大切だと思います。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ

〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106

TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800

PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com

HP:http://park6.wakwak.com/~azusa.g/



障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

No. 23

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年7月1日

# ねこの手 どうぞ

## ★ 「Community Cafe b」のご案内 ★

「Community Cafe b (ふらっと)」は、「地域の方たちと障害のある方たちとの架け橋の場になりたい」という思いから始まったコミュニティカフェです。ランチタイム(11時30分～)、カフェタイム(14時30分～)。お店は千葉市緑区おゆみ野にあります。

有機野菜を使ったランチプレート、はちみつスイーツなどお料理が美味しいのはもちろん、天然木にこだわった内装や、笑顔のサービス。居心地のよさが店内にあふれています。お茶を飲んでくつろぎながら、福祉や地域、カウンセリングに関する情報を得ることもできます。完全予約制のカウンセリングもあります。

Cafe bは、発達及び知的障害児・者を支援する「特定非営利活動法人はあもにい」の就労継続支援 A 型作業所であり、カフェで調理される無農薬・無施肥の野菜の一部は「はあもにい」の農業部で、天然・非加熱のはちみつは養蜂部で生産されたものです。お菓子工房で作られた土産干消(地産地消)のかわいらしいお菓子は、カフェ店内で購入できます。

応援の気持ちも込めて、お立ち寄りくださいませ。

### 【Community Cafe b (ふらっと)】

11時～17時 / 日・月曜日定休(臨時休業あり)  
千葉市緑区おゆみ野6-27-4B 駐車場は店裏側  
連絡先: 043-497-4375

ホームページ: <https://cafe-flat.com/>

検索ワード: カフェふらっと

## ごあいさつ

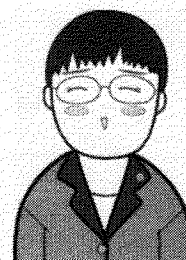
こんにちは、行政書士の佐々木あづさです。

「ちょっと成年後見について教えてほしいんだけど……」「生育歴って何をまとめたらいいの?」。

私の子どもは特別支援学校に通っているのですが、同じ学校のお母さんたちから気軽に質問をされる機会が増えてきました。

手の届くところにいる専門家を目指している私には、とてもありがたく、嬉しいことです。

気さくな雰囲気と朗らかな対応を心がけています。お困りごとや、わからないことがありましたら、ぜひお声がけください。



## 情報シートの可能性

文書の形で情報を整理しておくことの大切さを、このペーパーで繰り返しお伝えしています。お子さんの障害や病気のことを「情報シート」としてまとめておけば、さまざまな場面で活用することができます。  
(No.10・11・22、欲しい方はご連絡ください)

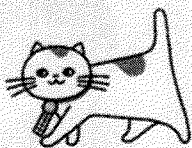
## 災害時の備えとして

例えば、災害などがあって救助や支援をしてもらうとき、周囲に特別な配慮をお願いする際に役立ちます。下記のような項目をまとめた文書を、非常用持ち出し袋に入れておくとういと思います。

- ・子どもの名前、性別、生年月日、普段の呼ばれ方
- ・保護者名、住所、電話番号、緊急連絡の方法
- ・保険証の番号、障害手帳の番号と等級
- ・障害や病気の内容、必要な医療的ケア
- ・飲んでいる薬の名前、服薬時間、飲ませ方
- ・かかっている医療機関と連絡先、主治医
- ・生活の介助（食事・移動・排泄）、アレルギー
- ・コミュニケーションの方法、快不快の表し方
- ・配慮をお願いしたいこと

お子さんにとって重要な情報を中心に、A4用紙1枚か、できれば数枚以内にまとめましょう。(情報が多すぎると優先順位がわかりにくくなります)

さらに詳しいことが知りたい方、見本が見たい方は、気軽にお問い合わせください。



行政書士会公式キャラクター

ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail:azusa.g@zc.wakwak.com  
HP:<http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>



## 行政書士の 守秘義務

行政書士の業務は「行政書士法」という法律に基づいて行います。

業務中に知った依頼人の情報について、行政書士は堅く秘密を守るよう行政書士法で決められています。(第12条。違反者は1年以下の懲役もしくは百万円以下の罰金)

守秘義務は行政書士を辞めても続きますので、ご安心ください。

反対に、必要な情報を正しくお伝えいただけないと、手続きがうまく進まなくなり、ご依頼の内容が実現できなくなってしまいかねません。

言いにくいことや、ご自身にとって不利な内容でも、専門家の守秘義務を信頼してお話いただければと思います。

障害児を育てているママに、ちょっと役立つ情報をお届けします。

# ねこの手 どうぞ

No. 24

発行

あづさ行政書士事務所

発行日

2017年8月1日

## ストレスに気づきましょう

7月に障害児を育てているお母さんのストレスについて、セミナーを行いました。ストレスが心身に影響することはよく知られていますが、自分が今どれだけストレスを抱えているかをチェックする機会は少ないと思います。

ストレスをこまめに発散していくためにも、自分のストレスを客観的に知ることは重要です。セミナー中に体験してもらったストレスチェックのうちのひとつを、よかったら試してみてください。

## 日常のイライラ（ストレス）チェック

[日常苛立事尺度/宗像恒治 他/1986年より]

それぞれの項目について、「いつもイライラを感じる」場合は2点、「イライラを感じる」場合は1点、「イライラを感じない」場合は0点として計算し、最後に合計点を出します（結果は裏面にあります）。

1. 自分の将来のことについて
2. 家族の将来のことについて
3. 自分の健康（体力の衰えや目・耳の衰えを含む）について
4. 家族の健康について
5. 出費がかさみ負担であることについて
6. 借金やローンを抱えて苦しいことについて
7. 家族に対する責任が重すぎることについて
8. 仕事（家事、勉学等を含む）の量が多すぎて負担であることについて

[ 裏面に続きます ]

## ごあいさつ

こんにちは。行政書士の佐々木あづさです。

「ねこの手どうぞ」は毎月1日に発行しています。今号は「No.24」なので、発刊号から数えて2年たちました。

福祉の行政書士になると決心したとき、どこから手をつけたらいいか迷っていた私に、無料ペーパーを発行してみることを提案してくれたのは父です。アドバイスに心から感謝しています。

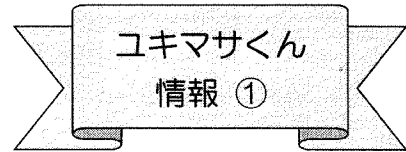
応援してくださる皆様のおかげで続いています。どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。



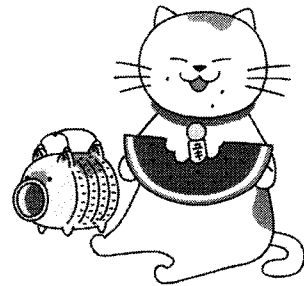
[ 前面の続きです ]

9. 異性関係について ※夫婦関係、恋愛関係
10. 職場や取引先の人とうまくやれないことについて
11. 家族とうまくやれないことについて
12. 親戚や友人とうまくやれないことについて
13. 近所とうまくやれないことについて
14. 退職後の生活について
15. いつ解雇されるかということについて
16. 孤独なこと、生きがいを持っていないことについて
17. 今の仕事（家事、勉強等を含む）が好きでないこと
18. 他人に妨害されたり、足を引っ張られたりすることについて
19. 義理のつきあいが負担であることについて
20. ひまを持て余しがちであることについて
21. どうしてもやりとげなければならないことが控えていることについて
22. 自分の外見や容姿に自信が持てないことについて
23. 生活していく上で差別を感じることにについて
24. 不規則な生活が続いていることについて
25. まわりの期待が高すぎて負担を感じることにについて
26. 陰口をたたかれたり、うわさ話をされたりするのが辛いことにについて
27. 過去のことで深く後悔し続けていることにについて
28. 公害（近隣騒音等）があることにについて
29. コンピュータなどの新しい機械についていけないことについて
30. 朝夕のラッシュや遠距離通勤（通学）に負担を感じることにについて

日常的なイライラ感（ストレス）の強さとして、0～4点の人は弱く、5～9点の人は中くらい、10～18点の人はやや強め、19点以上の人はかなり強めです。



行政書士会公式キャラクター「ユキマサくん」の情報です。



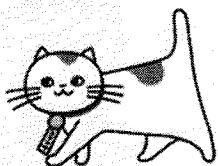
夏のユキマサくん

ユキマサくんの誕生日は2月22日。行政書士記念日と同じです（ニャンニャンニャンの日で覚えてください）。

5歳のオス猫で、飼い主は行政書士のまもる先生です。

\*\*\*\*\*

行政書士には、法律による守秘義務があります（違反の罰則あり）。



行政書士会公式キャラクター  
ユキマサくん

【あづさ行政書士事務所】 行政書士 佐々木あづさ  
〒260-0824 千葉県千葉市中央区浜野町 1025-106  
TEL:043-312-2289 FAX:043-312-8800  
PC-Mail : azusa.g@zc.wakwak.com  
HP : <http://park6.wakwak.com/~azusa.g/>

